

よくわかる

ダイジェスト版
(おしらせ)

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

従業員の確かな安心のために備えよう。

退職金は国の制度を 上手に活用！

新規加入ならなんと1年間最高6万円
国が掛金の一部を助成

管理カンタン、手間いらず
納付状況、試算額もお知らせ
過去勤務も転職も通算可能

助かります、魅力の非課税
しっかり受けよう、
税法上の特典

ホテルもレジャーもお得に
便利な提携施設の
割引サービス



Q 中退共制度って？

国がつくった従業員の退職金制度です。



退職金は重要です！

事業主

意欲・生産性の向上に
人材の安定確保に

制度化で
信頼関係を

法律に基づく制度

従業員

退職後の安定に
安心して働ける職場に

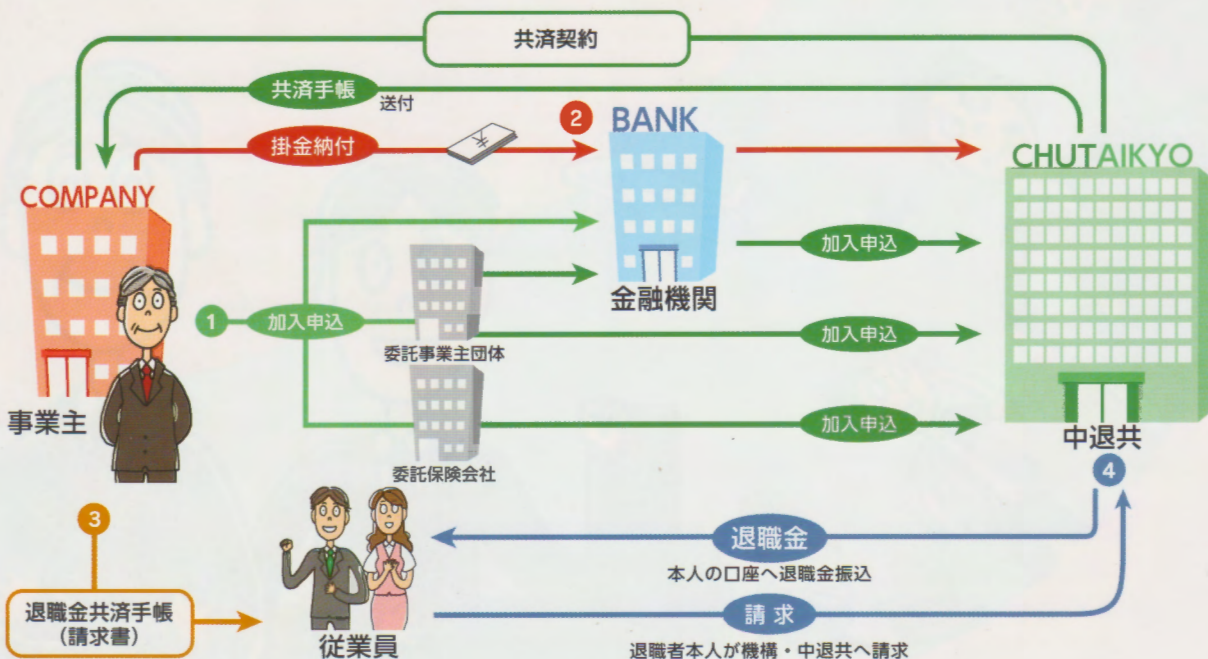
中小企業退職金共済制度(略称:中退共制度)は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。
この制度の運営は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共)が当たっています。

Q 制度のしくみを教えてください

事業主と機構・中退共が契約を結べば、あとは退職者に直接支払い。



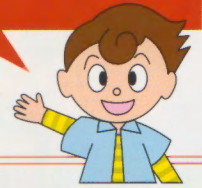
- 1 事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。
- 2 毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- 3 事業主は、従業員が退職したときに「退職金共済手帳(請求書)」を従業員に渡します。
- 4 従業員の請求に基づいて機構・中退共から退職金が直接支払われます。





加入の条件はどうなっているの？

条件を満たしている中小企業であれば
どなたでも加入できます。



加入できる企業

一般業種(製造・建設業等)

常用従業員数 300人以下
または
資本金・出資金 3億円以下

卸売業

常用従業員数 100人以下
または
資本金・出資金 1億円以下

サービス業

常用従業員数 100人以下
または
資本金・出資金 5千万円以下

小売業

常用従業員数 50人以下
または
資本金・出資金 5千万円以下

加入できる企業は、業種によって異なります。

常時雇用する従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用されている通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが上記の範囲内であれば加入できます。ただし、資本金または出資金のない個人企業や、公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。加入後、従業員の増加等により中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度(企業型)または特定退職金共済制度に退職金相当額を引き継ぐことができます。

加入させる従業員

従業員は原則として全員加入させてください。

ただし、定年などで短期間に退職することが明らかな従業員、休職期間中の従業員、期間を定めて雇われている従業員等は加入させなくてもよいことになっています。

同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。詳しくは P4 「Q. 加入の手続きを教えてください」④を参照してください。

ご注意(加入できない方)

- ①事業主および小規模企業共済制度の加入者、原則として法人企業の役員。
 - ②中小企業退職金共済法に基づく「特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度」の被共済者。
- ※社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共制度と重複して加入できないこととされています。



掛金月額はどう選べますか？

年齢、勤続年数に応じて掛金を選べます。



掛金月額は、次の種類から従業員ごとに選択できます。

| | | | | |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 掛金月額 (16種類) | 5,000円 | 6,000円 | 7,000円 | 8,000円 |
| | 9,000円 | 10,000円 | 12,000円 | 14,000円 |
| | 16,000円 | 18,000円 | 20,000円 | 22,000円 |
| | 24,000円 | 26,000円 | 28,000円 | 30,000円 |

短時間労働者の方も加入することができます。

短時間労働者は、16種類の掛金月額の他に3種類の特例掛金月額も選択できます。

短時間労働者の特例掛金月額(3種類)

2,000円 3,000円 4,000円

★短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満である従業員をいいます。

加入申込先 ▶ 金融機関：銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・商工中金
 委託事業主団体：労働保険事務組合・中小企業団体中央会・商工会議所・商工会・青色申告会・労働基準協会・ハイヤー・
 (委託している) タクシー協会・社会保険労務士会・中小企業勤労者福祉サービスセンター・税理士協同組合・TKC企業
 ところ 共済会等
 委託保険会社：取扱先は中退共へお問合せください

関係行政機関 ▶ 厚生労働省労働基準局勤労者生活課・都道府県労働福祉主管課・都道府県労働局

当機構とは別に、小規模企業の個人事業主・会社等の役員・個人事業主の共同経営者を対象とした、小規模企業共済制度があります。この制度については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
共済相談室 TEL (050) 5541-7171
URL <http://www.smrj.go.jp/>

Q 加入の手続きを教えてください



- 1 「新規申込書」に記入、押印または署名をして、金融機関、委託事業主団体または委託保険会社に提出していただきます。加入後、新たに従業員を採用した場合などは、「追加申込書」を使用してください。(追加用の申込書を加入申込先(P.3 参照)の窓口に出していただけます。)
- 2 短時間労働者が加入する場合は、「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」のいずれかの写しを添えてください。
- 3 新規加入の際、常時雇用する従業員数が次の規模以上の場合は「中小企業者であることの証明」が必要になります。
 ◎一般業種(製造業・建設業等)は250人 ◎卸売業、サービス業は90人 ◎小売業は40人
 なお、この証明を必要とする法人企業のうち、資本金の額または出資金の総額が中小企業者の範囲内であれば、現在事項一部証明書(登記簿抄本)を添えることで中小企業者であることの証明に代えることができます。
- 4 事業主と生計を一にする同居の親族が加入する場合、使用従属関係が確認できる書類として、「申込み従業員についての確認書(チェックシート)」「労働条件通知書の写し(ない場合は労働条件確認書)」「賃金の支払いがあることが確認できる書類(賃金台帳の写し等)」が必要です。詳しくは「同居の親族についてのちらし」をご請求ください。
- 5 平成26年4月以後に解散した存続厚生年金基金から中退共制度へ移行の申出ができることとなりました。これに伴い、新規加入申込時に平成26年4月1日時点での存続厚生年金基金加入の有無等を確認させていただきます。
- 6 申込書提出時に、当該申込書の記載事項等を証明する書類の提出を求める場合があります。
- 7 平成28年4月以後に特定退職金共済制度を廃止した団体から中退共制度へ資産移換ができます。

Q 退職金額はどう算出するの？

退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てです。



退職金

=

基本退職金

掛金月額と掛金納付月数に応じて法令で定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1%として設計し定められた金額です。

(注) 予定運用利回りは、法令の改正により変わることがあります。

+

付加退職金

運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額です。具体的には、掛金納付月数の43か月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額です。

- 1 掛金の納付が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6か月では掛金相当額となります。(これらは長期加入者の退職金を手厚くするためです。) 3年7か月から掛金相当額を上回る額になります。
- 2 退職金の受給権者は、従業員です。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。

基本退職金額表(抜粋)

| 1,000円当りの額 | 納付年数(月数) | 掛金月額 (単位:円) | | | | | | | |
|------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| | | 2,000円 | 5,000円 | 10,000円 | 14,000円 | 18,000円 | 22,000円 | 26,000円 | 30,000円 |
| 0 | (1月~11月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3,600 | 1年(12月) | 7,200 | 18,000 | 36,000 | 50,400 | 64,800 | 79,200 | 93,600 | 108,000 |
| 24,000 | 2年(24月) | 48,000 | 120,000 | 240,000 | 336,000 | 432,000 | 528,000 | 624,000 | 720,000 |
| 36,000 | 3年(36月) | 72,000 | 180,000 | 360,000 | 504,000 | 648,000 | 792,000 | 936,000 | 1,080,000 |
| 48,170 | 4年(48月) | 96,340 | 240,850 | 481,700 | 674,380 | 867,060 | 1,059,740 | 1,252,420 | 1,445,100 |
| 60,820 | 5年(60月) | 121,640 | 304,100 | 608,200 | 851,480 | 1,094,760 | 1,338,040 | 1,581,320 | 1,824,600 |
| 73,710 | 6年(72月) | 147,420 | 368,550 | 737,100 | 1,031,940 | 1,326,780 | 1,621,620 | 1,916,460 | 2,211,300 |
| 86,760 | 7年(84月) | 173,520 | 433,800 | 867,600 | 1,214,640 | 1,561,680 | 1,908,720 | 2,255,760 | 2,602,800 |
| 99,950 | 8年(96月) | 199,900 | 499,750 | 999,500 | 1,399,300 | 1,799,100 | 2,198,900 | 2,598,700 | 2,998,500 |
| 113,230 | 9年(108月) | 226,460 | 566,150 | 1,132,300 | 1,585,220 | 2,038,140 | 2,491,060 | 2,943,980 | 3,396,900 |
| 126,560 | 10年(120月) | 253,120 | 632,800 | 1,265,600 | 1,771,840 | 2,278,080 | 2,784,320 | 3,290,560 | 3,796,800 |
| 195,000 | 15年(180月) | 390,000 | 975,000 | 1,950,000 | 2,730,000 | 3,510,000 | 4,290,000 | 5,070,000 | 5,850,000 |
| 266,660 | 20年(240月) | 533,320 | 1,333,300 | 2,666,600 | 3,733,240 | 4,799,880 | 5,866,520 | 6,933,160 | 7,999,800 |
| 342,080 | 25年(300月) | 684,160 | 1,710,400 | 3,420,800 | 4,789,120 | 6,157,440 | 7,525,760 | 8,894,080 | 10,262,400 |
| 421,310 | 30年(360月) | 842,620 | 2,106,550 | 4,213,100 | 5,898,340 | 7,583,580 | 9,268,820 | 10,954,060 | 12,639,300 |
| 504,580 | 35年(420月) | 1,009,160 | 2,522,900 | 5,045,800 | 7,064,120 | 9,082,440 | 11,100,760 | 13,119,080 | 15,137,400 |
| 591,790 | 40年(480月) | 1,183,580 | 2,958,950 | 5,917,900 | 8,285,060 | 10,652,220 | 13,019,380 | 15,386,540 | 17,753,700 |
| 682,630 | 45年(540月) | 1,365,260 | 3,413,150 | 6,826,300 | 9,556,820 | 12,287,340 | 15,017,860 | 17,748,380 | 20,478,900 |

(注1) 本表は基本退職金のみで、付加退職金を含んでおりません。(注2) 本表は平成14年11月1日から適用。なお、基本退職金額表は法令の改正により変わることがあります。

まずは資料を
ご請求ください

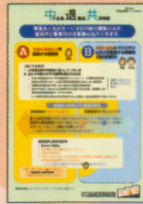
FAX 03-5955-8220

希望する資料番号に○を付けてください

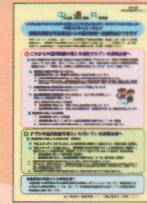
よくわかる
1. 中退共制度 <詳細版> あらまし



同居の親族についてのちらし
2. (同居の親族を雇用する事業所の加入について)



厚生年金基金のちらし
3. (解散存続厚生年金基金からの資産移換について)



次の項目についてご記入ください

| | | | | | | | |
|-----------------|----------------------|------|----------------------|-----|----------------------|-----------|----------------------|
| 郵便番号 | <input type="text"/> | 都道府県 | <input type="text"/> | 市郡区 | <input type="text"/> | 担当部署・担当者名 | <input type="text"/> |
| 住所 (企業の所在地) | | | | | | 電話番号 | <input type="text"/> |
| フリガナ | | | | | | FAX番号 | <input type="text"/> |
| 名称 または 氏名 | | | | | | | |

| | | | | |
|----------------|----------------------|-------------------|----------------------|---|
| 業種 | <input type="text"/> | 資本金の額または 出資の総額 | <input type="text"/> | 円 |
| 常時雇用する 従業員数 | <input type="text"/> | パート従業員数 | <input type="text"/> | 人 |

※ご記入いただきました個人情報の中退共本部の加入促進活動に必要な範囲内で利用させていただきます。
中退共本部では個人情報を適切な安全対策のもとに管理し、漏えいなどの防止に努めます。また、お客様の同意なく第三者に開示・提供はいたしません。

制度についてのご相談は中退共本部または下記コーナーへ

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

中退共名古屋コーナー

〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31
(千種第3ビル2F)
TEL 052-856-8151 FAX 052-856-8155

中退共大阪コーナー

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13
(商工中金阿波座ビル7F)
TEL 06-6536-1851 FAX 06-6536-1850



電話受付時間 中退共本部 9:00~17:15、コーナー 9:00~17:00(どちらも土日祝日は除く)

窓口受付時間 中退共本部 9:00~17:00、コーナー 9:00~16:30(//)

中退共制度に関する情報はモバイルサイトでもご覧いただけます。
QRコードを読み取ってアクセスしてください。



ホームページをご覧ください

中退共

検索

動画での詳しい解説もどうぞ

さらにわかりやすい!

